

令和5年度有明小学校「いじめ防止対策」基本方針

1 いじめのない学校づくり

(1) 基本方針

「いじめは、子どもの生命にかかわる最大の事件である。」という認識に立って、学校全体で組織として取り組む。

(2) 有明小学校経営方針から

○学校教育目標

互いに人権を尊重し合い、自ら学び自ら考え、思いやりの心をもった心身ともにたくましい子どもの育成

○校訓「考える子」から

(人) = 自分や人の命、人権の重さを考える。

人の命や人権を守るため、どうすればよいかを考える。

自分や友だちが明るく生きる社会にするための行動を考える。

(徳) = 自分や相手が大切な存在であることを考える。

自分の将来を考える。相手への感謝を考える。

自分がよりよくなるためにどうするべきかを考える。

○学校経営方針から

一人一人がいきいきと活躍する教育活動の実現

- ・人権（命）を大切に、「安心できる居場所」としての学校・学級づくり
- ・人権尊重の精神高揚と実践行動力、伝え合う力の育成
- ・心身ともに健康で安全な生活習慣の育成

(3) いじめ発見のシステム（いじめに関する情報集約担当者の効果的活用）

○担任・授業者による日常生活の観察（子どもを見つめる）

- ・机を離す ・授業中はやし立てる ・なかまはずれにする
- ・攻撃的またはバカにしたことばを言う
- ・物が盗まれたり隠されたり壊されたりする

○実態調査

- ・心のアンケート
- ・きらきらアンケート（教育相談）
- ・月1回程度のアンケート
- ・ひとりぼっちの子の調査（昼休みの遊び調べ等で）

(4) いじめ・不登校対策委員会（随時）

○いじめ、不登校、授業の騒乱状態などの問題の予防・調査・解決のための話し合い

- ・問題の発見・解決には、一刻・一瞬を大切に、早期に対応する。
- ・解決の方法は具体的に決定する。
- ・「問題」には、全職員が一致して当事者として対応する。
- ・「問題」が発生したら、「解決」を確認できるまで、追究して取り組む。確認は、校長があたる。

(5) いじめを発見したときの対応

①つかむ ②その子の事情を理解する ③手立てをうつ

担任等がいじめを発見したとき、子どもや親からの訴えがあったときは、直ちに解決のための行動をとる。

- ・発見した職員は、その日のうちに校長に概略を報告する。
- ・必要な場合は、24時間以内に会議を開き、方針を決め活動を開始する。

【いじめ発生時の対応】

